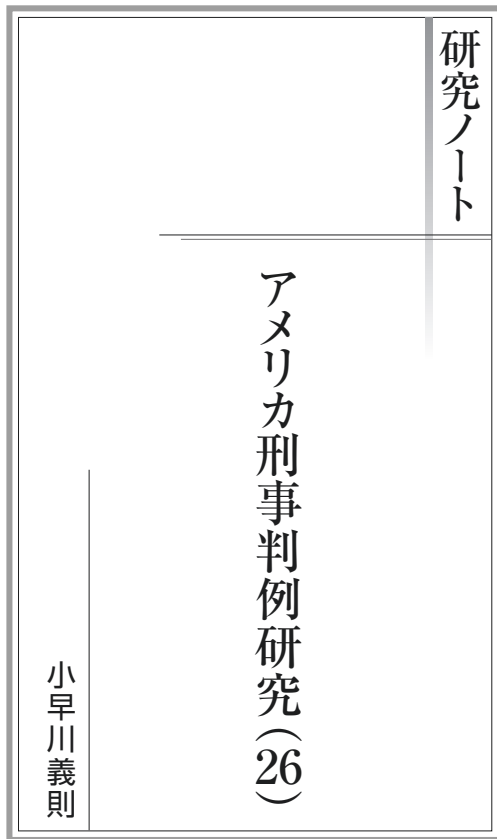




Woodson et al v. North Carolina, 428 U.S. 280 (1976 年)

—第1級謀殺罪に対する絶対的死刑は第8修正および第14修正に違反する

【事実の概要】 I 本件申立人 (X、Y) は、コンビニ食料品店での武装強盗に参加しその過程においてレジ係 (cashier) が殺害され、1人の客が重傷を負ったため、第1級謀殺罪で有罪とされた。強盗には4人が参加した、すなわち申立人 Woodson (X) と Waxton (Y) および他の2人 Tucker (Z) と Carroll (W) である。X、Yの公判でZおよびWは、より軽い犯罪に対し有罪の答弁をすることが認められた後で検察側証人として証言した。X、Yは自己を防禦するために証言した。

検察側証拠は、4人の男たちがいつか強盗をしようと話し合っていたことを立証した。運命

の日 (the fatal day) に Woodson (X) はたらふく酒を飲んでいて。午後9時30分頃に Waxton (Y) と Tucker (Z) が X の住んでいたトレーラ・ハウスにやって来た。X がトレーラ・ハウスから外に出たとき、Y は X の顔面を殴りつけて彼の酔いをさまし一緒に強盗をしようと誘った際に「参加しなければ」彼を殺すぞと脅かした。彼ら3人は Y のトレーラ・ハウスに出かけ、そこで W と会った。Y はデリンガー銃で武装し、Z は X にライフル銃を手渡した。それから4人はコンビニ店で強盗をするために車で出発した。目的地に到着すると Z と Y が店の中に入り、W と X は見張り役として車の中にとどまっていた。店の中に入ると Z がレジ係の女性からタバコを1箱買った、そして Y もタバコ1箱を頼んだが、レジ係が彼の方に近づいたとき彼はズボンのポケットからデリンガー銃を抜き出し、至近距離から彼女めがけて発射し彼女に致命傷を負わせた。Y は次いで現金レジから金箱 (the money tray) を取り出して Z に渡した、そして Z がそれを店から運び出そうとして入口に到着したとき入ってきた客のそばを通り抜け (pushing past) た。店の外に出た後で彼 (Z) は店の中で発射された2発目の銃声を耳にした、その後間もなく両手に紙幣をつかんだ Y が現われた。Z、Y は車に乗り込み、4人は逃走した。

申立人 (X と Y) の強盗の状況に関する話は大筋において一致していたが、重要な点で全く異なっていた、すなわち Y は、銃を持っていたことは一切なかったと主張し、レジ係と客を撃ったのは Z であると主張したのである。

公判の間 Waxton (Y) は、Z の有罪答弁と同じようにより軽い犯罪での有罪答弁を許すように求めた¹⁾。しかし法務官 (solicitor) はこの有罪答弁の申立てを受理することを拒絶した²⁾。Woodson (X) は、他方、公判中ずっと彼は Y によって脅迫されていたので無実であると主張し、かついかなる犯罪に対しても有罪答弁をするつもりはないと主張した。

申立人 (X、Y) はすべての起訴犯罪 (all charges) について有罪と認定され³⁾、制定法によって要求されているように死刑を言い渡され

た。ノース・カロライナ州最高裁はこれを維持した。

これに対し、合衆国最高裁は、本件において死刑を科すのは合衆国憲法第8修正および第14修正に一致するかを検討するために上告受理の申し立てを容れ、結論として5対4で原判決を破棄差戻した。なお、以下の判示の執筆はスチュアート裁判官（パウエル、スティヴンズ両裁判官同調）である。

n.1) Tucker (Z) は謀殺および武装強盗への事後従犯 (accessory after the fact) の起訴犯罪に対し有罪答弁をすることが認められた。彼は第1の起訴犯罪について10年の拘禁刑、そして第2の起訴犯罪について20年以上30年以下の拘禁刑を言い渡され、両者は同時執行 (concurrently) された。

n.2) 法務官は、より軽い犯罪に対する Woodson (X) の有罪答弁を受け入れることを拒否した理由を述べなかった。ノース・カロライナ州最高裁は、法務官は裁量を濫用しなかったと認定した際に、次のように指摘した、すなわち

“Waxton (Y) が本件強盗を計画し提案した、そして彼が Mrs. Butler (レジ係女性) を殺害し、Mr. Stancil (客の男性) を負傷させたという証拠は圧倒的である検察側の証拠の最後に求めた彼の有罪答弁を法務官が受け入れる誘因 (incentive) となる酌量すべき事情 (extenuating circumstances) はなかった” と指摘している。

n.3) 申立人両名は第1級謀殺罪に加えて、武装強盗でも有罪とされた。Waxton (Y) はまた客の負傷から生じた起訴犯罪である、殺害の故意を有する凶器を用いた攻撃 (assault with a deadly weapon with intent to kill) でも有罪と認定された。

【判示】 II 申立人 (X, Y) は、死刑を科すのはいかなる状況下においても残虐で異常な刑罰であり第8修正および第14修正に違反すると主張する。われわれは本日、グレッグ判決 (Gregg v. Georgia, 428 U.S. 153, at 186-187) において述べ

た理由でこの主張を退ける。

III 当裁判所の1972年のファーマン判決 (Furman v. Georgia, 408 U.S. 238) における判断の時点でノース・カロライナ州法は、第1級謀殺罪の事案において陪審は有罪とされた被告人に死刑を科すか無期拘禁刑を科すかを無制約の裁量で選択できると定めていた⁴⁾。ファーマン判決後、ノース・カロライナ州最高裁は、State v. Waddell, 282 N.C. 431, 194 S.E.2d 19 (1973) において死刑なしの有罪評決を下す選択を陪審に与えた死刑制定法を無効と判示したが、この規定は分離可能 (severable) であるので同法は強制的 (mandatory) 死刑法としてなお有効である (survive) と判示した⁵⁾。

n.4) 1974年4月までノース・カロライナ州で効力を有した制定法は次のとおりである、すなわち

“§14-17、第1級および第2級謀殺は次のように定義される；刑罰 (punishment)。——毒物、待ち伏せ (lying in wait)、監禁 (imprisonment)、餓死、拷問、その他の悪意、故意による計画的な殺害 (willful, deliberate and premeditated killing) によって犯された、または、放火、強姦、強盗、住居侵入 (burglary) その他の重罪を遂行し、または、遂行しようとして犯された謀殺は第1級謀殺罪とみなされて死刑に処せられる。もし公開の法廷において評決を下す際に (陪審が) そのような勧告をすると、刑罰は州刑務所での無期拘禁刑に処せられる、そして裁判所は陪審にそのように説示しなければならない。その他のすべての謀殺は第2級謀殺とされ、2年以上30年以下州の刑務所において処罰される。

n.5) 同裁判所は、同法の規定を無効とせずに同制定法の効果を次のように述べた、すなわち

“そのような犯罪で有罪評決を受けると裁判所は、死刑の判決を言い渡さなければならない。これらの死刑を科せられる重罪 (these capital felonies) に対して科せられるべき刑罰は陪審

にとってもはや裁量の問題ではない。それ故、それはもはや裁判官による説示のための相当な対象 (proper subject) にはならない。

ノース・カロライナ州議会 (General Assembly) は1974年に裁判所の指導 (lead) に従った、そしてそれが死刑を強制的 (mandatory) とする点を除き、本質的に旧法と変わらない新法を制定した。同法は、今では次のように定める。すなわち、

“第1級および第2級での謀殺罪は次のように定義される；刑罰 (punishment)。——毒物、待ち伏せ、監禁、餓死、拷問、その他の悪意、故意による計画的殺害によって犯された、または放火、強姦、強盗、住居侵入、またはその他の重罪を遂行し、または遂行しようとして犯された謀殺は第1級謀殺罪とみなされ死刑に処せられる。それ以外の謀殺は第2級謀殺罪とみなされ、州刑務所において2年以上で終身刑に至らない期間拘禁刑 (imprisonment) によって処罰される。”

1974年7月3日に彼らの犯罪を犯した申立人はこの制定法の下で審理され、有罪とされ、そして死刑を言い渡された。

ノース・カロライナ州は、それ故、フロリダ、ジョージア、およびテキサス州とは異なり、第1級謀殺罪で有罪とされたすべての人に対する死刑を絶対的量刑 (the mandatory sentence) とすることによってファーマン判決に応じたのである⁶⁾。ノース・カロライナ州制定法の下で申立人に科せられた刑罰の合憲性に関し当裁判所は今、広汎な種類の殺人犯罪に対し絶対的に (mandatory) 死刑を科す法律に従って下された死刑⁷⁾ は第8修正および第14修正の意味内の残虐で異常な刑罰に相当するかに言及する⁸⁾。本件争点は、ファーマン判決で展開されたのと同様、無比かつ取消し不可能な (unique and irreversible) 死刑という刑罰のために人を選択するための州によって採用された手続に関わりがある⁹⁾。

n.6) ノース・カロライナ州は第1級強姦の犯罪に対しても絶対的な死刑を制定法化した。

n.7) 本件は、終身刑で投獄中の囚人による謀殺のような極めて重大な殺人の種類に限定される絶対的死刑事件には関わりがない。われわれは、それ故、これらの制定法の合憲性に関して意見を述べない。

n.8) 第8修正の残虐で異常な刑罰の禁止は第14修正を介して州に適用される。Robinson v. California, 370 U.S. 660 (1962) を見よ。

当裁判所のファーマン判決での判断は、死刑判決を科す際の陪審の裁量のために提供される制定法に関わりがあった。当裁判所の何人かの裁判官はファーマン判決において、絶対的死刑制定法の合憲性に関して彼らの見解を述べることを明確に否定していた。ダグラス、スチュアート、ホワイ特裁判官の各同調意見を見よ。

n.9) 申立人は本件において、当裁判所の面前にある他の4件の死刑事案におけるように、ノース・カロライナ州は死刑を科すための手続のすべての側面から裁量を除去していることを理由に彼らの死刑は憲法に反して科せられたと主張する。われわれは、本日、Gregg、Proffitt、およびJurekの各判決において類似の主張を退けた。ノース・カロライナ州の第1級謀殺罪に対する死刑制定法の絶対的性質は、第8修正および第14修正の下でそれとは異なる問題を提示している。

A 第8修正は、州の処罰権限は“文明化された基準の範囲内で行使される”ことを確保するために存在する。Trop v. Dulles, 356 U.S. 86, 100 (1958) (相対的多数意見)。; Weems v. United States, 217 U.S. 349, 373, 378 (1910) ; Louisiana ex rel. Francis v. Resweber, 329 U.S. 459, 468-469 (1947) (フランクファースト同調意見)、Robinson v. California, 370 U.S. 660, 666 (1962) ; Furman v. Georgia, 408 U.S., at 242 (ダグラス同調意見) 等を見よ。第8修正適用の中心問題は、刑罰を科すことに関する現代の基準の決定である。グレッグ判決、at 176-182で論じられたように、従前の判決の中で示されて

いる社会的価値の徴憑 (indicia of societal value) は、歴史と伝統的用語¹¹⁾、議会の制定法¹²⁾、および陪審の判断¹³⁾を含む。

n.11) Trop v. Dulles, 350 U.S., at 99 (相対的多数意見) (dictum) を見よ。

n.12) Weems v. United States, 217 U.S. 349, 377 (同事件での争点であるカデナ・テンポラルという刑罰は“アメリカの立法で同類のもの (follow) はないことを指摘する) 等を見よ。

n.13) Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510, 519 および n.15 (1968) 等を見よ。

われわれは本件においてこれらの要素の関連性を評価するための枠組を提供するために、まず合衆国における絶対的死刑制定法の概要を述べる (sketching) こととする。第8修正が1791年に採用された当時、各州は一樣に若干の特定犯罪に対する死刑を排他的かつ絶対的 (exclusive and mandatory) とするコモン・ローの実務に従っていた。アメリカの英領植民地での死刑を科せられる犯罪 (capital offense) の範囲は、当時イギリスにおいて死刑によって処罰可能とされていた200以上の犯罪と比較すると極めて限られていたけれども、革命時代の英領植民地は、典型的には最小限、謀殺、大逆罪、海賊、放火、強姦、強盗、住居侵入、およびソドミを含むかなり多くの犯罪で有罪とされた者にすべて死刑を科していた。コモン・ローにおけるように、不本意 (involuntary) に挑発されたものであるとの理由で正当化ないし容赦 (excuse) できない殺人はすべて謀殺に相当するとして自動的に死刑によって処罰されていた。ほぼ当初から陪審員は、絶対的な刑罰の過酷さに賛成しない (unfavorably) 反応を示していた。州は当初、このような国民の絶対的死刑制度への不満 (dissatisfaction) に死刑犯罪の種類を限定することによって応じた¹⁹⁾。

この改革は、しかし、殺人者に自動的に死刑を科すということよりも殺人者を有罪とすることへの陪審の稀ではない拒否 (not in frequent refusal of juries) によって明らかにされた問題

を未解決のままにしていた。ペンシルヴァニア州は1794年に、絶対的死刑犯罪を“悪意・故意による計画的な (willful, deliberate and premeditated)”殺害をすべて含む“第1級謀殺 (murder of the first degree)”に限定することによって法の不当な過酷さを緩和しようとした。ヴァージニア、オハイオ両州を含む他の法域は間もなく類似の処置を制定法化し、そして1世代の間にこの実務はほとんどの州に広がった²¹⁾。

n.19) 英領植民地時代にペンシルヴァニア州は1682年にWilliam Penn のGreat Lawの下で死刑適用犯罪を謀殺に限定した。1718年のPennの死亡後、しかし、ペンシルヴァニア州は死刑犯罪の数をかなり増やした。多くの州は19世紀初頭に死刑によって処罰できる犯罪の数をかなり減らした。

n.21) 1950年代後半頃には、およそ34州がペンシルヴァニア方式を採用した、そして10州のみがコモン・ローで定義された単一の殺人のカテゴリーを保持していた。アメリカ法律協会、Model Penal Code §201.6, Comment 2, p.66 (Tent. Draft No.9, 1959) を見よ。

謀殺を等級に分けることが広汎に受け入れられたにもかかわらず、この改革は死刑によって適切に処罰できる人を見極める (identifying) 方法としては不十分な立法であることが次第に明らかとなった。その失敗は、悪意 (willfulness)、故意 (deliberateness)、計画性 (premeditation) などの支配的概念が漠然とした性質であることに一部基づいていたけれども、改革のより根本的な弱点は間もなく明らかとなった。陪審は第1級謀殺罪の多くの事案において死刑は不相当であると認定し続け、そして当該犯罪で有罪とすることを拒否し続けたからである。

死刑を科せられる犯罪の定義を狭くする立法基準を根拠にするだけで謀殺者を区分することは十分でないことが判明したため、各州は死刑事案 (capital cases) で陪審の量刑裁量を認めることになった。テネシー州は1838年に、次いでアラバマ州は1841年に、そしてルイジアナ州は

1846年にこれに続いた、これらの州が裁量的な死刑制定法に賛成して絶対的死刑を放棄した最初の州であった。このような柔軟性は、減軽要素の検討を陪審に認めることによって死刑を差し控えることになり (by withholding) 絶対的制定法の過酷さを改善した。世紀の変わり目頃には、23州と連邦政府が第1級謀殺その他の死刑犯罪に対する死刑を裁量的とした。次の20年の間に、さらに14州が絶対的な死刑制定法を廃止した。それ故、第一次世界大戦の終わり頃には、8州、ハワイおよびコロンビア特別区を除くすべての州が、裁量的死刑制度を採用するか死刑制度を完全に廃止するかした。1963年頃には、これに残りの法域はすべてそれらの自動的な死刑制定法を裁量的な陪審量刑に切り替えた。

合衆国における絶対的な死刑制定法の歴史は、それ故、特定の犯罪で有罪とされた人にすべて死刑を科す実務は不当に過酷であり、かつ実行不能ほど硬直 (unworkably rigid) しているとして退けられてきたことを示している。われわれの社会において刑罰を科すことに関する「品位の発展的基準の2つの決定的指標」——陪審の判断と議会による制定法——はいずれも、自動的な死刑判決への拒絶 (repudiation) を決定的に示している。少なくとも革命以降、アメリカの陪審員は、やや規則的に、彼らの宣誓を無視して死刑判決が有罪評決の自動的結果である場合に被告人を有罪とすることを拒否してきた。すでに見たように、死刑犯罪の数を減らし謀殺罪を等級に分ける当初の動きは、いかなる犯罪に対しても死刑を科すことに反対した改革者によるだけでなく、陪審の対応によって一部促進された。19世紀のジャーナリスト、政治家、および法曹は繰り返し、陪審員は絶対的制定法の下で第1級謀殺罪で有罪が明らかな者を有罪とするのを度々阻止 (deterred) したと指摘してきた。その後、絶対的な死刑制定法の法域において死刑犯罪で人を有罪とすることに対する陪審のためらい (reluctance) を示す証拠がなお続いた (continuing evidence) ため、立法府によって裁量的な陪審量刑の権限が認められる

こととなった。連邦犯罪に対しては1897年の連邦議会法により、ノース・カロライナ州では1949年に、そしてコロンビア特別区では1962年の各州議会法による。

われわれが本日グレッグ判決において指摘したように、国民によって選ばれた代表によって採用された立法措置は現代の品位の基準を確認する際に大いに重視される (weigh heavily)。前世紀の半ば以降、州の立法府および連邦議会によって示された一貫したコースは、絶対的な死刑制定法に対する陪審員の嫌悪 (aversion) は社会全般によって共有されていることを示している。

さらに絶対的死刑と現代の価値との不調和を示す証拠は、制定法の下での裁量的な陪審量刑の結果によって提供される。Witherspoon v. Illinois, 391 U.S. 510 (1968) において当裁判所は、“終身刑と死刑との間を” 選択するその裁量を行使する際に“陪審が果たしうる最も重要な機能の1つ” は“現代の共同社会の価値と刑罰制度の間のリンクを維持すること” であると指摘した。Id., at 519, and n.15. 種々の研究調査は、第1級謀殺罪の事案においてであっても量刑裁量を有する陪審は“それほど度々 (with any great frequency)” 死刑を科さないことを示しているという。量刑陪審の行動は、品位の現代の基準の下で第1級謀殺の罪で有罪とされた者の大部分 (substantial portion) に対しては死刑は不相当な刑罰と考えられていることを示唆する。

当裁判所は絶対的な死刑制定法の合憲性について決定したことは1度もなかったけれども、1899年に遡る何度かの機会に自動的な死刑判決に対するわれわれの社会の嫌悪について述べたことがある。Winston v. United States, 172 U.S. 303 (1899) において当裁判所は、“コモン・ローでの殺人の定義に入るすべての犯罪を死刑で処罰することの過酷さ (hardship)、および[死刑事案での] 有罪に同調することへの陪審員のためらい (the reluctance) が、現代において、若干の殺人の事案につき死刑に代えて拘禁刑で処罰することを認めるアメリカの立法府を誘発

(induced) したと指摘した。Winston判決の50年後に当裁判所は、絶対的量刑へのわれわれの態度の著しい変化 (marked transformation) を強調した：“等しい (like) 法のカテゴリーにあるすべての犯罪は、特定の犯罪者の過去の生活や習慣を考慮せずに同一の刑罰 (identical punishment) を要求するという考え方はもはや支配的でない。全国民 (whole country) は死刑が有罪判決の自動的かつ普通の結果であった時代から……長い旅を続けてきた”と指摘したのである。William v. New York, 337 U.S. 241, 247 (1949)。

さらに最近になると、当裁判所はMcGautha v. California, 402 U.S. 183 (1971) において、“有罪とされたすべての謀殺者に絶対的死刑を科すコモン・ロー・ルールに反対するアメリカの反逆 (rebellion)” によって促進されたこの国における死刑判決を裁量的に科す展開過程 (evolution) を詳論した。Id., at 198. ファーマン判決裁判所のメンバーが同意した、死刑に関する展開的な社会的価値に関する重要な1つの要素はおそらく絶対的な死刑判決に関するわが国民 (our Nation) の拒絶に関するMcGautha判決の正確性であった。例えば、ブラックマン裁判官は、特定の犯罪に対し自動的に死刑を要求する立法は“後退 (regressive) かつ旧式の鋳型 (antique mold)” であり、“われわれの刑事学がはるか昔に通過した地点” への回帰を示していることを強調した。ファーマン判決において4人の裁判官の反対意見を代表して首席裁判官は、強制的死刑判決の問題点についてやや詳しく述べた、すなわち

“1年前にわれわれがMcGautha判決で指摘したように、有罪とされた殺人者のすべてに絶対的な死刑を科すコモン・ロー・ルールに対するアメリカ人の嫌悪ほど歴史上明らかなものはないと私は考えていた。マーシャル同調意見が示すように、19世紀の絶対的な死刑判決から離脱する運動は量刑手続への啓蒙的な柔軟性の注入を示していた。それは、個々人の責任は必ずしも犯された当該犯罪の種類によって測られないこ

とを是認した。このような量刑実務における変化は当裁判所によって人道的展開として歓迎されたのである。”

1972年のファーマン判決時点において、絶対的な死刑制定法はアメリカの陪審員および立法府によって非難されていたことは疑問の余地なく明らかであるけれども、ファーマン判決に従ってノース・カロライナ州およびその他の州のいくつかによって採用された絶対的な死刑制定法は死刑に関する社会的価値の逆行 (reversal) を示しているかの問題はなお残されている。1838年に始まりファーマン判決まで130年以上続いた持続的かつ不動 (persistent and unswerving) の立法府による絶対的な死刑制定法の排除に照らし、ファーマン判決後の制定法が絶対的な死刑判決の新たな社会的受け入れというよりも憲法に合致した方法で死刑を維持しようとする州による試みを反映していることは明らかと思われる。若干の州がファーマン判決に従って絶対的方策を採用した、一方、他の州は陪審の裁量を指導する基準を立法化したという事実は、同事件における当裁判所の多岐に分かれた判断 (multi-opinioned decision) に関する異なった解釈に帰因するものと思われる。

現代のノース・カロライナ州制定法の背景を概観するのは、絶対的な死刑判決に関する現代の価値の指標としてのその限定的な有用性に関するわれわれの評価を再確認するのに役立つ。1949年以前にはノース・カロライナ州は、強姦または第1級謀殺罪で有罪とされたいかなる者に対しても絶対的な死刑を科していた。同年、州の立法府によって創設された委員会は、すべての死刑事案において終身刑を勧告する裁量を陪審に認めることを勧告した。

1949年のノース・カロライナ州議会は提案された強姦および謀殺罪に関する修正案を採択した。その後においてノース・カロライナ州での死刑をさらに限定ないしは廃止する多くの法案が提出されたけれども、それらは死刑犯罪に対する絶対的な死刑判決に復帰した1969年の2提案と同じく (as were two 1969 proposals to return) 拒絶 (rejected) された。State v. Waddell, 282

N.C., at 441を見よ。

先に指摘したように、ノース・カロライナ州最高裁が当裁判所のファーマン判決に従って州の死刑制定法の合憲性を分析したとき、それは陪審の量刑裁量を認める1949年の規定を分離(severed)し、“絶対的の刑罰として取り扱う同制定法の残余(remainder)は……そのまま効力を有する(in full force and effect)”と判示した。State v. Waddell, supra, at 444-445. そこでノース・カロライナ州議会は、Waddell判決で合憲と認められたコースに従って陪審の裁量権限を認める前に実施された絶対的制定法と同一の第1級謀殺規定を制定した。本件における州側の趣意書(brief)は、“ファーマン判決を根拠とするノース・カロライナ州制定法への攻撃が成功できないようにするためにすべての量刑裁量を”州議会が除去(removes)しようとしたと述べている。

第8修正はその意味を“成熟社会の進歩を示す品位の発展的基準”から引き出すことは今では十分に確立している。上記の論述が明らかにしているように、死刑の取扱いに関するわれわれの社会の最も重要な展開の1つは、特定の犯罪で有罪とされた人のすべてに死刑判決を科すコモン・ロー実務の根絶であった。ノース・カロライナ州の第1級謀殺罪に対する絶対的死刑は、死刑に関する現代の基準から著しく離れている、それ故、州の処罰権限の枠組は“文明化された基準の限度内で行使されるという、第8修正および第14修正の要求に一致して適用されないことになる。

B ノース・カロライナ州の絶対的な死刑制定法の他の欠陥は、死刑を科す際の陪審の無制限の裁量を拒絶するファーマン判決に憲法上耐えられうる反応を示していないことである。ファーマン判決での限定的判示の中心は、基準のない量刑権限を陪審に付与するのは第8修正および第14修正に違反するという確信であった。ノース・カロライナ州はファーマン判決において違憲と判示された死刑制定法の不十分性(inadequate)を死刑事案での量刑裁量を陪審か

らすべて奪うことによって除去したと主張されている。しかし、第1級謀殺罪での死刑に関する長年にわたる一貫したアメリカの経験を考えると、ファーマン判決に応じて制定された絶対的[死刑]制定法は指針がなく野放しの陪審裁量を糊塗した(papered over)にすぎないことは明らかである。

われわれがIII-Aで指摘したように、アメリカの陪審は繰り返し(persistently)第1級謀殺罪で起訴された人の大部分(a significant portion)を絶対的な死刑制定法の下で有罪とすることを拒絶してきたということには一般的な合意がある。ノース・カロライナ州調査委員会の報告書によると、同州での陪審は“全くしばしば”自動的に科せられる量刑の法外さ(enormity)を理由に第1級謀殺罪で有罪の評決を下すことをためらってきたという。さらに、歴史的事実の事柄として、裁量的な量刑制定法の下で機能する(operating)陪審は一貫して第1級謀殺罪のごく少数に対してのみ死刑を言い渡してきた。このような歴史的記録に照らし、多くの陪審は絶対的な制定法の下で評決に達する際に有罪判決の重大な結果を考慮し続けるであろうと推定することだけが唯一合理的である。ノース・カロライナ州の絶対的な死刑制定法は、第1級謀殺者の誰を生かすべきか誰を殺すべきかを判断する不可避的権限の行使の際に指針となる基準を提供していない。そしてノース・カロライナ法の下では、そのような権限が恣意的にかつ気まぐれに行使されたかを死刑判決の再審理を介して裁判所がチェックする方法がない。絶対的制度は、量刑手続を合理化するのではなく刑罰の決定を特定の陪審の無法な行動に任せることによってファーマン判決で明らかにされた問題をさらに悪化(exacerbate)している。絶対的な死刑制定法は死刑を宣告される人を増やしていると合理的に考えられる一方で、それは恣意的で気紛れな陪審の裁量を指導する客観的基準に置き代えることによって死刑判決を科すための手続を合理的に再審査可能とするというファーマン判決の基本的要件を満たしていないのである。(at 302.)

C ノース・カロライナ州法の第3の欠陥は、死刑判決を言い渡す前に有罪とされた各被告人の性格や記録に関連する側面の個別的検討を認めていないことである。ファーマン判決において当裁判所のメンバーは、死刑はそれ以外の制裁とはその程度ではなく種類において異なる刑罰であることは否定できないことを認めた。408 U.S., at 286-291 (ブレナン同調意見) ; id., at 306 (スチュアート同調意見)。個々の犯罪者の性格や経歴または特定の犯罪の状況の関連面 (relevant facets) を重視しない手続は、最終的な死刑という刑罰を決定する際に人間の種々の弱さ (diverse frailties of humankind) から生ずる同情心ないし減軽要素 (compassionate or mitigating factors) の可能性を考察していない。「それは特定された犯罪で有罪とされた人々をかけがえのない個々の人間 (uniquely individual human beings) としてではなく、すべて盲目的に死刑を科せられる顔のない等質の集団 (faceless, undifferentiated mass) として取り扱っている。」

公正で相当な量刑に達するために犯人および犯罪の両者を考慮することは進歩的で人道的な展開 (a progressive and humanizing development) として考えられてきた。Furman v. Georgia, 408 U.S., at 402-403 (バーガ首席裁判官の反対意見) 等を見よ。個別的な量刑判断の支配的慣行は一般に憲法の命令というより啓蒙的ポリシーを反映しているにすぎないが、われわれは、死刑事案において第8修正の根底にある人間性に対する基本的な敬意は、死刑という刑罰を科す過程の憲法上不可欠な部分として個々の犯人の性格と記録および特定の犯罪の状況の検討を要求すると信じる。

この結論は、死刑はいかに長期なものであれ拘禁刑とは質的に異なっているという命題に依拠している。死は、その終局性において、100年の刑期が1年または2年の刑期と異なる以上に、拘禁刑とは全く異なる。このような質的相違 (qualitative difference) があるので、死刑が一定の事案において相当な刑罰であることを判断する際の信頼性判断の必要性においてもそれ

に相応する相違がある。

以上に述べた理由でわれわれは、ノース・カロライナ州の絶対的な死刑制定法の下で申立人に科せられた死刑判決は第8修正および第14修正に違反する、それ故、破棄されなければならないと結論する。ノース・カロライナ州最高裁の判決はそれが申立人に科せられた死刑を維持している限りにおいて破棄される、そして本意見と矛盾しないさらなる手続のために本件を差し戻すこととする。

【ブレナン裁判官の同調意見】

グレッグ判決における私の反対意見で述べた理由で、私は、ノース・カロライナ州の死刑制定法の下で科せられた死刑判決を第8修正および第14修正違反として破棄する本判決に同調する。

【マーシャル裁判官の反対意見】

グレッグ判決での反対意見で述べた理由で、私は、死刑は第8修正および第14修正によって禁止されている残虐で異常な刑罰であるとの意見である、それ故、私は当裁判所の判断に同調する。

【ホワイต์裁判官の反対意見】(首席裁判官およびレンキスト裁判官同調)

本件での争点はRoberts v. Louisiana, post, p.325での争点と同一ではないにしても酷似している。同判決での私の反対意見で述べた理由で、死刑はいかなる状況においても第8修正に違反し、かつノース・カロライナ州の制定法は第1級謀殺罪の有罪の立証および評決に基づいて絶対に死刑を科すものであるにもかかわらずファーマン判決の下で無効とされた極めて恣意的に科された死刑をもたらしたという申立人の主張を退ける。私はまた、Roberts v. Louisiana, supraにおける私の反対意見から明らかのように、相対的多数意見がノース・カロライナ州の制定法を無効とするために提出した2つの追加的理由についても同意しない。私はノース・カロライナ州最高裁の判決を維持したい。

【ブラックマン裁判官の反対意見】

ファーマン判決における私の反対意見で説明した理由等で反対する。

【レンキスト裁判官の反対意見】

相対的多数意見の結論およびホワイト裁判官の結論に同意する。

【研究】 1 本判決は、1976年のグレッグ判決（後出）が争点類似事件として一括審議した5事件の中の1つであるが、コンビニ店での武装強盗時の死傷事件で有罪とされた者すべてにファーマン判決後に改正された州法に基づき絶対的に死刑が言い渡された事案につき、“第8修正の根底にある人間性（humanity）に対する基本的敬意は死刑を科す手続の憲法上不可欠な要素として個々の犯罪者の性格や記録および特定の犯罪の状況の検討を要求しているとして第8修正および第14修正の禁止する残虐な刑罰に相当するとして原判決を破棄したものである。

本判決の前提としてファーマン判決のほかとりわけグレッグ判決の理解が欠かせない。

2 合衆国最高裁は1972年のファーマン判決¹⁾において州段階で死刑が確定していた3事件を争点類似事件として一括審議し、これら事案において各被告人は恣意的に選別され死刑の判断を「裁判官または陪審の自由な裁量に委ね」られていたことを理由に第8修正および第14修正に違反すると判示した。同判決は裁判所による匿名意見（*per curiam opinion*）であり、右結論を明示するにとどまったが、9裁判官全員が詳細な各個別意見を書き、ブレナン、マーシャル両裁判官が最高裁判事として初めて緻密な死刑論を展開したため、わが国でも大いに注目された²⁾。

もっとも、第8修正違反と断じているのはブレナン、マーシャル両裁判官のみであり、ダグラス、ホワイト、スチュアートの3裁判官は、要するに、被告人ファーマンらは「恣意的に選別され」有意味な判断基準が示されないまま死刑を言い渡されたのであるから「雷に打たれた」と同様に“残虐で異常な刑罰”を科せら

れたことになるとして同調したにとどまる。これに対し、バーガ首席裁判官は反対意見を書き、これに同調するブラックマン、パウエル、レンキストの各裁判官はさらに個別の反対意見を書いており、両者をあわせると233頁もの長文であり、合衆国最高裁による初めての死刑関連の違憲判決として重要な意義を有する。

3 合衆国最高裁は4年後のグレッグ判決³⁾において、ファーマン判決に従って法を改正して死刑の判断基準について詳細な規定を設けたものの、謀殺罪等の犯罪類型については従前と同じく死刑を保持している州法の下で死刑が確定していた5事件を争点類似事件として一括審議し、次のような判断を示した。

(1) 当裁判所は、1972年のファーマン判決まで当該犯罪または死刑手続の異常さ（*enormity*）にもかかわらず死刑は常に憲法に反する残虐で異常な刑罰であるかという根本的主張に正面から取り組むことは一度もなかった。この問題はファーマン判決で提示されたが、4人の裁判官は死刑それ自体は違憲でないと考え、2人の裁判官は反対の結論に達し、3人の裁判官は当該制定法は適用無効であることに同意したにとどまる。

A 第8修正起草時にイギリスでの文言をそのまま採用した合衆国憲法起草者は、当時禁止されていた“拷問”その他の野蛮な刑罰に関心を抱いていた。しかし、当裁判所は、18世紀において一般的に非合法化されていた“野蛮”な方法に限定せず流動的な方法で第8修正を解釈した。当裁判所は1910年のウィームズ判決（*Weems v. United States*, 217 U.S. 349）において、公文書偽造の罪で科せられた刑罰（*cadena temporal*）の合憲性に言及した。その刑罰は手足を鎖で縛られ重労働を伴う「少なくとも12年と1日」の投獄を含んでいた。当裁判所は、この刑罰には残虐な苦痛が伴う可能性のあることを認めながら、そのことには依拠せず「犯罪と刑罰との均衡性の欠如」に焦点を合わせた。その後、1958年のトロップ判決（*Trop v. Dulles*, 356 U.S. 86）において当裁判所は、軍の営倉を抜け出し

た脱走兵に対する市民権喪失という刑罰の合憲性を検討した。均衡性の概念は同判決の基礎ではなかったが、多数意見は傍論で“罰金、投獄、そして死刑であっても、犯罪の重大性いかにによって科すことはできるが、これらの伝統的な刑罰の枠外にあるいかなる方法も憲法上疑わしい”と指摘している。

このような先例によれば、第8修正は静的な概念として考えられていなかったことは明らかである。ウォーレン首席裁判官がしばしば引用される成句 (often quoted phrase) で述べているように、第8修正は「成熟社会の進歩を示す品位の発展的基準からその意味内容を引き出さなければならない。」しかし、われわれの先例は、刑事制裁についての品位の基準に関する国民の認識は決定的でないことも示している。刑罰は第8修正の基礎をなす基本的概念である人間の尊厳にも合致したものでなければならない。

B われわれには憲法上の制約を確保する義務はあるが、立法者として行動することはできない。それ故、民主的に選出された立法府によって選択された刑罰を憲法上の基準で評価する際に、われわれはその合憲性を推定する。そして国民の代表者の判断を攻撃する者には重い举证責任が課せられる。このことが真実であるのは、憲法判断は現代の基準の評価と絡み合っており、そして立法府の判断はそのような現代の基準を確認する方向に大きく傾いていることによる。

C 第8修正が批准された当時、死刑はすべての州において普通の制裁であった。当裁判所はおよそ200年にわたり繰り返し、そして度々明示に、死刑それ自体は無効ではないことを認めてきた。ウォーレン首席裁判官がトロップ判決で指摘したように、“死刑はわれわれの全歴史を通じて採用されてきたのであり、なお広く受け入れられている今日、死刑は憲法上の残虐という観念に反するということはできない”のである。

4年前のファーマン判決において申立人らは、品位の基準は死刑をもはや容認しえない地点にまで発展していると主張した。要するに、発展

中の過程は完了してしまった (the evolutionary process had come to an end) のであるから、品位の基準によれば、その重大性および社会へのインパクトいかににかかわらず、いかなる犯罪に対しても死刑を禁止するものとして第8修正を解釈する時期がついに到来したというのである。この見解は2人の裁判官によって受け入れられた。3人の他の裁判官は、そこまでは認めず、現に科せられた刑罰よりも被告人らが選別されて死刑を宣告されるに至ったその手続に焦点を合わせ、当該州法は憲法上無効であるという結論に同調した。

被告人は本件で再び“品位の基準”論を唱えるが、ファーマン判決以降4年間の展開を見れば、彼らが依拠する前提は事実上崩れている。謀殺罪に対する死刑を是認する最も顕著なアメリカ社会の指標はファーマン判決に対する立法府の対応である。少なくとも35の州議会は、少なくとも他人の死を結果として生ぜしめた若干の犯罪に対する死刑を是認する新しい法律を制定した。ファーマン判決後の制定法はすべて、死刑自体は国民の選ばれた代表者によって排斥されていないことを明らかにしている。

しかし第8修正は、死刑が現代社会で受け入れられているという以上のことを要求している。死刑は第8修正の核心にある人間の尊厳という基本的概念に一致するかを判断しなければならないからである。死刑は2つの社会的目的、すなわち応報と犯罪の抑止に役立つとされる。「応報は、もはや刑法の支配的目的ではないが、それは禁断の目的でもなければ、人間の尊厳に対するわれわれの敬意と矛盾するものでもない。」(Id. at 182-183.)

(2) ファーマン判決は、死刑自体が残虐で異常な刑罰に関する憲法の禁止規定に違反すると判示しなかった。しかし、死刑は他の刑罰とは種類が異なることを認め、その特殊性の故に恣意的で気紛れな方法で言い渡される事実上のリスクを生じうる量刑手続の下で死刑は科せられるべきではないと判示した。実際、ファーマン判決で当裁判所が検討した当該死刑は残虐で異常であった。ファーマン判決での被告人らは

死刑犯罪で有罪とされた者の中から気紛れに選択されて死刑を言い渡されたからである。第8修正および第14修正は、死刑という特殊な刑罰をこのように気紛れで酔狂的に (so wantonly and so freakishly) 科すことを認める法制度の下での死刑判決を容認しない。このような見解は、判決に同調した他の裁判官によっても明らかにされている。(Id. at 188.)

(3) ファーマン判決の基本的関心事は気紛れで恣意的に死刑を言い渡された被告人に集中していた。同事件の手続の下では、量刑宣告機関は犯罪の性質や状況あるいは被告人の性格や記録に注意を払うことを要求されなかった。陪審は指針のないまま気紛れとしかいいようのない方法で死刑を言い渡した。これとは対照的に、新しいジョージア州の量刑手続は、当該犯罪の個別的性質および被告人の個別的性格に関する陪審の注目に焦点をあてている。陪審は、いかなる加重または減軽の事由を考慮することをも認められているが、死刑を科すのであれば、その前に少なくとも1つの制定法上の加重事由を認定し、確認しなければならない。このような方法で陪審の裁量は行使されているのであり、陪審はもはや気紛れに死刑判決を科すことはできないのである。(Id. at 206-207.)

4 このように見てくると本判決の意義と問題点は明らかと思われる。死刑をめぐるアメリカ法の動向の詳細については別途検討することとし、若干の視点を指摘してさしあたりの結びとしたい。

第1に、本判決を含めた5事件はすべてスチュアート、パウエル、スティヴンズの3裁判官が順次交替して判決を言い渡していることが注目される。以下、本判決とグレッグ判決以外の3事件につき結論を示したうえで、ごく簡単にその理由を紹介しておく。

(1) Proffitt v. Florida, 428 U.S. 242 (1976) — 原判決維持。

フロリダ州の新法は公判裁判官が死刑を科すかどうかの判断に際し、制定法上の8個の加重事由と7個の減軽事由を検討しなければならない

いとする。この制度は——陪審ではなく公判裁判官が判断する基本的相違を除き——グレッグ判決と類似している。

(2) Jurek v. Texas, 428 U.S. 262 (1976) — 原判決維持。

テキサス州の新法は量刑手続につき陪審が有罪の認定後に、以下の3点、すなわち、① 被告人の行為が故意かつ死が生ずるであろう合理的予測の下で行われたか、② 被告人は社会にとって継続的脅威となる犯罪行為を行う可能性 (probable) があるか、③ 被告人の行為は故人に対する挑発への不合理な対応であったかに答えることを要求する手続を採用した。そして3つの質問に対する陪審の答えが肯定的であることを州が合理的疑いを越えて立証したと認められれば死刑が科せられる、そして質問への答えがいずれも否定的であれば終身刑が科せられる。それ故、新法はファーマン判決で無効とされた制度の恣意的で気紛れを除去している。

(3) Roberts v. Louisiana, 428 U.S. 325 (1976) — 原判決破棄。

ルイジアナの新法によると、殺人の5類型 (本件では強盗遂行中の殺害) に関して被告人は殺害または重大な身体危害を加える特別な故意があると陪審が認定すると絶対的に死刑を科すことを命じている。第1級謀殺罪での有罪評決がなされると、情状の勧告 (any mercy recommendation) いかんにかかわらず死刑が命じられているのである。

第2に、アメリカの陪審が果たした役割が注目される。コモン・ローにおける同一の過酷な刑罰に対する宣誓および説示を無視したアメリカの陪審の公然とした抵抗 (rebellion) があり、絶対的な死刑判決が導かれる有罪判決を陪審が拒絶したという周知の事実によって死刑判決が次第に緩和されたというのである。第6修正の陪審裁判を受ける権利をデュー・プロセスを介して初めて州に適用した1968年のダンカン判決⁵⁾が想起されるとともに圧政の阻止に貢献したというアメリカでの陪審制度の果たした意義と役割の大きさを再確認したことは有益だった。

第3に、第1級謀殺罪での有罪判決を受けた者

に死刑を科すノース・カロライナ州法は、個々の犯罪者の性格や経歴および特定の犯罪状況の関連面を無視することで「人間をかけがえのない個人としてではなく盲目的に死刑を科せられる顔のない単なる集団として取り扱っている」との指摘もあわせて大いに注目される。死刑制度ないし処刑方法の合憲性を検討する際に欠かせない視点であるからである。

そして最後に、死刑はいかに長期なものであ

れ、拘禁刑とは質的に異なっているため死刑判決の信頼性の程度においても対応に相違があるという指摘である。このような死刑の質的相違を強調するスティヴンズ、パウエルおよびスチュアートの見解は1978年のロケット判決⁶⁾においてバーガ首席裁判官の同意を得てさらに強固な足場を築くことになったのである⁷⁾。この点については稿を改めて詳論したい。

注)

- 1) *Furman v. Georgia*, 406 U.S. 238 (1972年6月29日) (*per curiam*) .
- 2) 松尾浩也「アメリカにおける死刑」現代法ジャーナル6号 (1972年)、三井誠「米連邦最高裁『死刑違憲判決』の検討」法律時報44巻12号 (1972年)、鈴木義男「アメリカ法律協会の模範刑法典とニューヨーク州の新刑法 (8・完)」法曹時報25巻12号 (1973年) 参照。
- 3) *Gregg v. Georgia*, 428 U.S. 153 (1976年7月2日)。ファーマン、グレッグ両判決につき、小早川義則『デュー・プロセスと合衆国差高裁Ⅰ——残虐で異常な刑罰、公平な陪審裁判』(成文堂、2006年) 59頁以下、同『裁判員裁判と死刑判決 [増補版]』(成文堂、2012年) 247-259頁。
- 4) 小早川義則『デュー・プロセスの意義と課題——スーパー・デュー・プロセスを中心に』名城ロースクール・レビュー第28号 (2013年9月刊予定)。
- 5) *Duncan v. Louisiana*, 391 U.S. 145 (1967)。本判決で陪審の果たした意味につき、小早川前掲注3)『裁判員裁判と死刑判決 [増補版]』44頁以下。
- 6) *Lockett v. Ohio*, 438 U.S. 580 (1978)。本判決につき、小早川義則「アメリカ刑事判例研究 (27)」名城ロースクール・レビュー第27号 (本号)。
- 7) Margaret Jane Radin, *Cruel Punishment and Respect for Persons : Super Due Process for Death*, 53 S. Cal. L. Rev. 1143 (1985) .

(2013年3月4日稿)